

越前町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準

越前町農業委員会

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少、過疎化等のため山間部に存在する条件不利地を中心とした遊休農地が増加し、特に空き家に付属した農地の遊休農地化が進んでいることから、定住の促進及び遊休農地の解消のために、越前町空き家情報バンク制度において登録された空き家に付属した農地等について農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

農地	農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
別段面積	農地法第3条第2項第5号の規定により越前町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
空き家	町内に居住を目的として建築し、現に使用していない、または近く使用しなくなる予定である一戸建て住宅をいう。
空き家に付属した農地	越前町空き家情報バンクにおいて登録された空き家の所有者またはその法定相続人が権利を有する町内にある農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
総会	農業委員会が開催する定例または臨時の総会をいう。
遊休農地	農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(設定面積)

第3条 空き家に付属した農地に限定して設定する別段面積は、次に掲げるとおりとする。

設定区域	設定面積
空き家に付属した農地	1 m ²

(適用条件)

第4条 第3条に掲げる別段面積を適用するときは、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 1筆ごとを単位とし、適用する時点で全てまたは一部が遊休農地であること及び所有者または法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。
- (2) 空き家および空き家に付属した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡しその相続人が明らかである場合、または農業委員会が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 農地の権利を取得しようとする者は、投機目的の農地取得を防ぐため、権利の取得の日から起算して5年以上継続して、取得した空き家へ居住し、およびその農地を耕作すること。

(添付書類)

第5条 空き家に付属した農地として農業委員会の指定を受けようとする者または権利の取得の申請をしようとするものは、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に付属した農地指定申請書(様式第1号)
- (2) 越前町空き家情報バンクへの登録完了書の写し
- (3) 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書(様式第2号)
- (4) 空き家に居住することが確認できるもの、町内宅地建物取引業者の仲介結果が確認できるものまたは賃貸契約書若しくは売買契約書の写し等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

(現地確認)

第6条 農業委員会の会長は、空き家に付属した農地指定の申出があったときは、委員を指名し、当該申出に係る書類の審査および当該指定を受けようとする地域の現地確認を行わせ、総会においてその結果を空き家に付属した農地指定申請審査確認書(様式第3号)により報告させるものとする。

(指定及び、指定の解除の方法)

第7条 農業委員会が空き家に付属した農地を指定するときは、総会を経るものとする。

- 2 前項の規定により指定した農地に関し、虚偽の申請または不正な行為が行われたことが認められるときは、指定を解除するものとし、その方法は指定する場合と同様とする。

(告示)

第8条 農業委員会は、空き家に付属した農地を指定したとき、またはその指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

(許可後の調査及び指導)

第9条 農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

- 2 農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合または今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この基準は、平成31年3月26日から施行する。